Q_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.016
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

R_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

S_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02404
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03118

S_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02350
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03138

S_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.027
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

S_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.026
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

T　平成21年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U＝0.04988

V　平成22年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

W＝0.05021

X_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成21年度及び平成

Q_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.016
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

R_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

S_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02405
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03121

S_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.028
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

S_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.027
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

S_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.027
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

T　平成21年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U＝0.04994

V　平成22年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

W＝0.055

X_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成21年度及び平成22年